



万が一に備えて!!

松前町国民保護計画を作成しました

1 国民保護とは

外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施します。松前町は、国民保護法の規定に基づき、平成19年3月に松前町国民保護計画を作成しました。

2 計画の対象とする事態

武力攻撃事態



①弾道ミサイルによる攻撃



②航空機による攻撃



③ゲリラ・特殊部隊による攻撃



④地上部隊が上陸する攻撃

緊急処理事態



①危険物資を有する施設への攻撃

(原子力事業所などの破壊、石油コンビナートの爆破など)



②大規模集客施設などへの攻撃

(ターミナル駅や列車の爆破など)



③大量殺傷物質による攻撃

(炭疽菌やサリンの大量散布など)



④交通機関を破壊手段とした攻撃

(航空機などによる自爆テロ、弾道ミサイルなどの飛来)

3 計画の目的

この計画は、国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態などにおいて、国民保護措置などを的確かつ迅速に実施するとともに、町内において国をはじめとする関係機関が実施する国民保護措置などを総合的に推進することを目的としています。